

評価項目（平成18年度）	理事長	理事
・消費生活専門相談員の能力・資質の向上等を図るための資格認定試験について、各地の地理的条件に配慮した人材供給を確保していくという観点から、全国15ヶ所以上で実施する。	A	
(6) 商品テスト		
①原因究明テスト	B	
・テスト技術向上のための研鑽を図り、テスト期間の短縮を行う。		
・テスト実施件数は、年度内で45件以上とする。	A	
・全国商品テスト企画ブロック会議及び商品テスト技術評価研究会を実施し、全国のテスト担当技術者の技術の向上と効率化を図るとともに、原因究明に必要なテスト方法等の技術相談に対して助言などを行う。	A	
②問題提起型テスト	A	
・テスト実施件数は、年度内で12件以上とする。		
・テスト結果を、報道機関、ホームページ、テレビ番組、「たしかな目」、「国民生活」などを通じて迅速に情報提供する。	A	
・テストの課題設定及び成果については、商品テスト分析・評価委員会の評価を受け、その結果を業務に反映させる。	A	
(7) 調査研究		
・国民生活の動向、消費生活に関する諸問題の中から消費生活に重大な影響を及ぼす問題について、P I O - N E T などセンターの収集した情報などを用いて調査研究を行う。	A	
・終了した調査研究や実施予定の調査研究課題について、外部有識者による評価を実施する。	A	
3. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 別紙のとおり	A	
4. 短期借入金の限度額 短期借入金の限度額は6億円とし、運営費交付金の資金の出入に時間差が生じた場合、不測の事態が生じた場合等に充てるために用いるものとする。		
5. 重要な財産の処分等に関する計画 なし		
6. 剰余金の使途 (1) 商品テスト業務に係る検査・分析機器等を充実させるための更新・整備 (2) 情報の収集及び提供に係る高度情報化を図るための機器等の整備 (3) 施設・設備の質的向上及び老朽化対応のための改修・整備		
7. その他内閣府令で定める業務運営に関する事項 (1) 施設・設備に関する計画 平成18年度に取得・整備する施設・設備は次のとおりである。（単位：百万円）	A	
(2) 人事に関する計画		
①方針	A	
・業務運営の効率化により、常勤職員の増加抑制に努める。		
・業績手当制度の本格運用を開始する。	A	
②人員に係る指標	A	
期末の常勤職員は、123人以内とする。		
(3) 中期目標期間を超える債務負担		
①平成17年度から平成23年度までのコンピュータの賃貸借	A	
②平成18年度から平成20年度までの東京事務所耐震改修工事		
(4) 積立金の処分に関する事項 なし		

## 独立行政法人国民生活センター理事長としての■■■■氏の業績（案）

### 1. 就任及び退任日

- ・平成 15 年 10 月 1 日に独立行政法人国民生活センター理事長就任
- ・平成 19 年 3 月 31 日に退任

### 2. 在任期間

3 年 6 ヶ月

### 3. 職務

独立行政法人国民生活センター（以下「センター」という。）を代表し、その業務を総理する。

### 4. 主たる業績

■■■■理事長は、就任当初からセンターの運営責任者として役職員の先頭に立ち、「国民生活センター中期目標」「国民生活センター中期計画」をそれぞれ策定し、平成 19 年度までのセンター業務の基本的な道筋をつけた。さらに毎年業務の「年度計画」を策定し、内閣府の独立行政法人評価委員会における計画の実績評価では大部分の評価項目において A 評価を達成した。

さらに、業務運営の効率化と最適化を図るため大幅な組織改編を指揮するなど、次に挙げる業績を上げた。

#### (1) 業務運営の効率化に関するもの

中期計画（最終年度は 19 年度）において課せられた業務経費及び一般管理費の削減及び行政改革の重要方針（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定）において示された人件費の削減について達成の道筋をつけ、効率的運営に寄与した。

さらに、平成 17 年 8 月の人事院勧告において国家公務員に対して示された給与構造改革をセンターにも取り入れ、俸給の引き下げ、昇給抑制、勤務成績を反映した給与制度の導入等を実施し、これらを通じて人件費の抑制を行い、効率的運営に繋げていった。

また、独立行政法人通則法第 63 条（給与は、その職員の勤務成績が考慮されるものでなければならない）に沿うため「業績手当制度（目標管理制度）」を導入し、組織の活性化のための方策を講じた。

#### (2) 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関するもの

国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上については、全国の消費生活センターに寄せられる相談件数が飛躍的に増大するなか、これらを収集、分析する PIO-NET システムの強化、充実に尽力した。

とくに、当該システムのうち、それまで国（内閣府）の生活情報体制整備等交付金（以下「交付金」）により地方公共団体が調達・管理していた端末機や回線網の維持（調達を含む）・管理業務が、いわゆる三位一体改革によって交付金が廃止されたことに伴って平成 17 年度よりその業務の全てが国から当センターに全面移管された際は、必要な人員確保や体制の構築等を含めた円滑な業務の移管に大きな力をふるった。

さらに、これと並行して全国の消費生活センターに「相談カード直接作成システム」を一気に導入し、P I O-N E T に登録する相談データの作成業務の迅速化に努めた。

具体的には、システムの改造、システム端末の国際入札、システム配置台数の内閣府との調整、各地の消費生活センター相談員に対する研修など極めて多くの課題が求められたが、強いリーダーシップを発揮して導入までの限られた時間で無事に業務を完遂させた。

さらに、第 1 期中期計画において、相談受付からデータ登録までの 1 件当たり平均所要日数を平成 14 年度実績(66.7 日)から 15%以上短縮とされる中、平成 18 年度までに 48.6 日（平成 19 年 3 月末までの入力分）に短縮させた。

相談業務については、受け付けた相談の処理能力を向上させると共に、「今後の行政改革の方針（行政改革推進本部/平成 16 年 12 月 24 日）」に基づき、当センターの相談業務を直接相談から経由相談にシフトし、各地センターのバックアップ体制を強化した。

また、平成 17 年 4 月から「個人情報保護法」が全面的に施行され、センターも関連相談への対応など高い期待が寄せられた。このような各界からの要請に対応するため、相談調査部内に「個人情報相談窓口」を開設した。

平成 18 年は、シュレッダーの事故など製品事故が多発し、製品の安全に関する社会の関心が高まった。センターが保有している危害情報へのニーズも増大していたため、そのような状況にいち早く対応すべく 9 月に「危害情報室」を設置した。その設置にあたっては強力なリーダーシップを発揮し、早期の開設に尽力した。

### (3) 財務内容の改善に関するもの

財務内容の改善については、第一期中期目標において、一般管理費（退職手当を除く。）の最終年度（平成 19 年度）における当該経費の総額を、特殊法人時の最終年度（平成 14 年度）に対して 13%削減するとされているなか、14.3%の削減を達成した。

同じく業務経費については、毎年度、前年度比 1%の経費の効率化を図るとされているなか、その目標を達成した。

### (4) その他業務運営に関するもの

その他業務運営については、生活問題・消費者問題に取り組んでいる NPO・消費者関連団体との交流とネットワーク作りを目的として「くらしの情報交流プラザ」を平成 16 年 10 月に開設した際、開設にあたっての企画立案に主導的な力を発揮し、スムーズな立ち上げを実現した。「くらしの情報交流プラザ」では定期的に勉強会や情報交換会を催し、外部団体との交流も活発に行うようになった。

また、センター発行の各種出版物についての改革を推進し、平成 20 年度以降に新たな出版物を発行するための道筋をつけた。

商品テスト業務においては、人の生命・身体等に重大な影響を及ぼす商品テストを念

頭に、政策提言型の新たな商品テストの枠組みを構築し、「問題提起型テスト」「原因究明テスト」として実施を開始した。

こうしたことを通じて、消費者被害の救済や拡大防止・再発防止のために科学的に信頼性あるテストを毎年着実に実施している。

教育研修業務においては、地方自治体、消費生活相談員、企業、一般消費者を対象に行っている研修講座について、従前にも増して研修効果が現れよう講座の体系を整備し、かつ、カリキュラムの検討を行うなどして充実を図った。

また、消費生活専門相談員資格認定試験については、より一層の人材供給の観点から受験者数の増加を図ると共に資格保有者に対してはその水準維持を図るため更新時に研修講座の受講（平成 20 年度実施予定）を課すこととした。

## 独立行政法人国民生活センター理事としての■■■■氏の業績（案）

### 1. 就任及び退任日

- ・平成 15 年 10 月 1 日に独立行政法人国民生活センター理事就任
- ・平成 19 年 5 月 31 日に退任

### 2. 在任期間

3 年 8 ヶ月

### 3. 職務

独立行政法人国民生活センター（以下「センター」という。）広報交流部（平成 15 年当時は普及交流部）と情報分析部（平成 15 年当時は消費者情報部）を所掌。

### 4. 主たる業績

■■■■理事は、センターの理事に就任以来、広報交流部（平成 15 年当時は普及交流部）と情報分析部（平成 15 年当時は消費者情報部）を所掌する職にあつて、担当業務を積極的に推進することを通し、理事長を的確に補佐し、次に挙げる業績を上げた。

#### ○ 広報交流業務

消費者への情報提供を迅速に行うべく、平成 16 年 4 月に広報室を設置して報道機関への機動的な対応システムを確立させた。毎月定例の記者説明会を開催するとともに、日常的なマスコミへの取材協力ときめ細かな対応を行った結果、センター情報の掲載件数は増加している。

ホームページに関しては、さまざまな消費者問題に対応したセンター情報を速やかに掲載し、消費者被害の拡大・未然防止に大きく貢献した。また、いつでもどこでも情報が受けられるよう携帯電話からの情報提供をオープンさせ、そのアクセスも充実させた。

生活問題・消費者問題に取り組んでいる NPO・消費者関連団体との交流とネットワーク作りを目的として「くらしの情報交流プラザ」を平成 16 年 10 月に開設した際、開設にあたっての企画立案に主導的な力を発揮し、スムーズな立ち上げを実現した。「くらしの情報交流プラザ」では定期的に勉強会や情報交換会を催し、外部団体との交流も活発に行うようになった。

また、センター発行の各種出版物についてマスコミ出身者としての適切な指導・助言を行い内容の充実に努めた。

#### ○ 情報分析業務

全国の消費生活センターに寄せられる相談件数が飛躍的に増大するなか、これらを収集、分析する PIO-NET システムの強化、充実に尽力した。

とくに、当該システムのうち、それまで国（内閣府）の生活情報体制整備等交付金（以

下「交付金」)により地方公共団体が調達・管理していた端末機や回線網の維持（調達を含む）・管理業務が、いわゆる三位一体改革によって交付金が廃止されたことに伴って平成 17 年度よりその業務の全てが国から当センターに全面移管された際は、必要な人員確保や体制の構築等を含めた円滑な業務の移管に大きな力をふるった。

さらに、これと並行して全国の消費生活センターに「相談カード直接作成システム」を一気に導入し、P I O-N E T に登録する相談データの作成業務の迅速化に努めた。

具体的には、システムの改造、システム端末の国際入札、システム配置台数の内閣府との調整、各地の消費生活センター相談員に対する研修など極めて多くの課題が求められたが、強いリーダーシップを発揮して導入までの限られた時間で無事に業務を完遂させた。

さらに、第 1 期中期計画において、相談受付からデータ登録までの 1 件当たり平均所要日数を平成 14 年度実績(66.7 日)から 15%以上短縮とされる中、平成 18 年度までに 48.6 日（平成 19 年 3 月末までの入力分）に短縮させた。